

特定口座内保管上場株式等の取扱いにかかる説明書

2016年1月
百五証券株式会社

お客さまが、当社に開設された特定口座における上場株式等（以下、「特定口座内保管上場株式等」といいます。）の取扱いにつき、次に掲げる事項につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 1 当社は、税法上の規定にもとづき、お客さまが当社に開設された特定口座における譲渡損益および源泉徴収税額の計算等ならびに年間取引報告書の作成等を適正に行う義務があることから、本制度の趣旨を逸脱することがないよう努めなければなりません。
- 2 お客さまがやむを得ない事由により、当社に開設された特定口座から特定口座内保管上場株式等を引出す場合には、上記1の観点から、あらかじめ当社所定の書面「特定口座内保管上場株式等の払出しにかかる申込書」に次に掲げる引出し事由をご記入のうえ、ご提出いただく必要があります。
 - (1) 特定口座内保管上場株式等を当社または第三者に対する担保として利用する場合
 - (2) 特定口座内保管上場株式等を贈与・相続する場合
 - (3) 特定口座内保管上場株式等について、当該特定口座以外で譲渡（他社の一般口座に移管して譲渡する場合に限ります。）をする場合
 - (4) 特定口座内保管上場株式等を信託する場合
 - (5) 特定口座内保管上場株式等を当社または第三者に貸付ける場合（租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第16号の貸与契約に該当する場合を除きます。）
 - (6) その他やむを得ない事由がある場合

なお、次の場合は上記2の「特定口座内保管上場株式等の払出しにかかる申込書」の提出は不要となります。

- (1) 特定口座内保管上場株式等を他の証券会社の特定口座へ移管する場合
- (2) 贈与、相続または遺贈より他の特定口座へ移管する場合
- (3) 特定口座を廃止する場合
- (4) 当社の特定口座内保管上場株式等を一般口座にお引出しされたあと、速やかに売却注文を行う場合

以上